

令和7年度 学校開放施設使用団体登録申請について

1 登録要件（下記の全ての要件を満たす必要があります）

主として、スポーツ・レクリエーション活動等を目的とした団体であること。

希望の学校区内（ナイター照明を使用する校庭のみを使用希望の場合は市内）に代表者（成人に限る。）を含め10人以上が住所を有する団体であること。

特定の政党を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治活動を目的とした団体でないこと。

特定の宗教団体を支持し、又は反対するための使用その他宗教的活動を目的とした団体でないこと。

営利を目的としない活動を行う団体であること。

営利を目的としていると判断した場合は、使用を許可しませんのでご了承ください。

2 申請に必要な提出書類（必ず最新の様式でご提出ください。）

学校施設開放事業団体登録チェックリスト

学校開放施設使用団体登録申請書

学校開放施設使用団体員名簿（必要事項が記載されている場合は任意の様式でも可）

学校開放施設使用についての確認書

学校開放施設使用団体鍵借用届（芦原小学校使用団体を除く。）

貸与中の鍵（芦原小を除く前年度登録団体のみ） 郵送・電子メール申請の場合は鍵の現物確認のため撮影日が分かる写真を添付（令和7年3月の学校開放施設運営委員会にて、鍵の現物確認を行います。）

収入支出状況等についての申告書（任意様式。別紙フローチャートにて会費等の費用を徴収する団体に該当した場合のみ）

3 提出方法等 令和7年度分の申請受付期間は、下記期間のみとなります（随時受付は行っておりません。）

受付期間：令和7年1月14日（火）から2月14日（金）まで（必着）

提出方法：文化スポーツ課（34番窓口）へ開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）内に持参（郵送又は電子メールによる提出も可）

過去登録したことのない団体は窓口のみの受付となります。

4 開放の施設、期間及び時間

施設の使用期間は令和7年4月1日～令和8年3月31日となります。

学校の部活動、学校等の各種行事、工事等で使用日時が制限される場合があります。

また、年末年始（12/29～1/3）の使用はできません。

開放期間	施設	開放時間（1）
学校の休業日	校庭	午前8時から午後4時まで 午後6時から午後9時まで（2）
	体育館・武道場	午前8時から午後9時まで
上記以外の日	校庭	午後7時から午後9時まで（2）
	体育館・武道場	午後6時から午後9時まで（3）

- 1 一般利用者が施設を使用する場合があります。施設使用許可は「占有」を認めるものではないため、排除はせず互いに安全への配慮をしながら使用してください。

- 2 ナイター照明設置校（戸田第一小学校、戸田第二小学校、新曽中学校及び美笹中学校）のみ
- 3 中学校は部活動利用のため午後7時から午後9時までの開放となります。

5 学校工事予定について

(1) 戸田南小学校の校庭

令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで校舎増築及びバリアフリー改修工事に伴い使用できません。

希望する団体には、特例措置（令和7年7月～令和8年3月までの間、他校への振替）が適用となりますので、申請時にお問合せください。

(2) 芦原小学校の校庭

令和7年7月19日（土）から8月24日（日）までの夏季休暇中は既存校舎改修工事に伴い使用できません。

(3) その他の学校

工事等により一部使用制限がかかる場合があります（別紙「工事に伴う学校施設使用制限予定について」のとおり）。

6 メールアドレスの登録について

市からの連絡は原則メールにて行います。緊急かつ重要な情報の迅速な共有のため、必ずメールアドレス（受信可能なもの）を登録してください。代表者のメールアドレスがない場合は、団体構成員のメールアドレスでも登録可能です。

学校開放施設使用に当たっての注意事項・禁止事項

1 使用申請に関する注意事項

使用日時の調整は、学校ごとに設置された「運営委員会」（各団体代表者等で構成する例月開催の会議）の任務とされております。

運営委員会での話し合いの上で使用日時の調整がつかない場合、学校単位又は施設単位での使用を許可しない場合もあります。

使用日時の調整に関する団体間のトラブルについては、運営委員会において調整してください。

2 施設使用中及び使用後に関する注意事項

次の項目が守られていない場合、使用許可の取消し又は使用の制限を行います。

許可を受けた施設・時間以外の無断使用及び使用権の譲渡は禁止します。また、登録団体又は団体構成員以外の使用は認めません（文化スポーツ課に事前に連絡があった場合を除く。）。

学校敷地内並びに周辺での喫煙及び火気の使用は禁止します。また、校門付近での喫煙も禁止します。学校敷地内及び周辺道路への駐停車は禁止します（学校が認めた場合を除く。）。

体育館のステージ及び倉庫は学校開放施設に該当しないため、使用できません（学校が認めた場合を除く。）。

体育館・武道場設備を破損するおそれのある使用（硬いボールを使った野球・サッカーの練習等）や、校庭を傷つけるような靴（スパイク等）の使用は禁止します（学校が認めた場合を除く。）。

学校施設を汚損・破損させた場合は使用団体の負担にて原状回復をすること。

使用時間を厳守し、夜間使用は施錠を含めて午後9時までに学校敷地外へ完全撤収すること。学校休業日の午後4時までの校庭使用についても同時刻までに完全撤収すること。

騒音等、学校周辺住民の迷惑となる行為は慎むこと。

大会利用（予選会含む。）はできません。

国や県の各関係省庁及びスポーツ関係団体(スポーツ少年団等)が発する指針・方針を遵守すること。ナイター照明設置校(戸田第一小学校、戸田第二小学校、美笹中学校及び新曽中学校)でナイター照明を使用した場合又は空調設備を使用した場合は、利用月翌月末までにひと月分の使用料のお支払いが必要になります。なお、既納の使用料につきましては、原則還付いたしません。

施設警備セキュリティが発動した場合は、警備の者が学校に向かうので状況説明を行い、その後、学校及び文化スポーツ課に報告を行うこと。

夜間において電話が繋がらない場合は、メール又は翌開庁日の電話でも可

なお、扉の施錠不完全に伴う警備不良により警報が鳴る場合がございますので、その場合は再度見回りをお願いいたします。

3 禁止事項及び取消要件

(下記に該当した場合、**使用停止**又は**使用許可取消し**となります。)

「戸田市立小学校及び中学校の体育施設等の開放に関する規則」の規定に違反した場合

虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けた場合

使用許可の条件に違反し、又は迷惑行為を行い、これに対する学校及び文化スポーツ課からの必要な指示に従わない場合

【お問合せ】

戸田市役所文化スポーツ課 TEL：048-441-1800（内線339）

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

メール：bunka-sport（アット）city.toda.saitama.jp

（注釈）アドレスの（アット）は@に置き換えて送信してください。